

平成27年度 第3回 牧之原市自治基本条例推進会議

次 第

日時：平成27年7月7日（火）

午前9時30分から午前11時30分

会場：牧之原市役所 榛原庁舎4階会議室1・2

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 市長挨拶
- 4 議 題

- (1) 公共施設マネジメント専門部会の設置について
- (2) 公共施設マネジメント基本計画の策定に係る対話の場について（案）
- (3) 公共施設マネジメント推進本部・検討委員会・専門部会
合同研修の開催結果について
- (4) 公共施設マネジメント基本計画の構成について（案）
- (5) 牧之原市公共施設マネジメント基本計画の策定に係る施設分類別の方向性
及び先導的な施設について（諮問）

5 副会長挨拶

6 連絡事項

・第4回 自治基本条例推進会議 8月4日（火）午後1時30分から

7 閉 会

【配布資料】

- ・資料1 公共施設マネジメント専門部会の設置について
- ・資料2 公共施設マネジメント基本計画の策定に係る
対話の場について（案）
- ・資料3 公共施設マネジメント推進本部・検討委員会・専門部会
合同研修の開催結果について
- ・資料4 公共施設マネジメント基本計画の構成について（案）
- ・資料5 牧之原市公共施設マネジメント基本計画の策定に係る
施設分類別の方向性及び先導的な施設について（諮問）



絆と元気の響る

幸せあふれみんなが築う

NEXTまきのほら

公共施設マネジメント専門部会の設置について

(政策協働部地域創生課)

1 目的

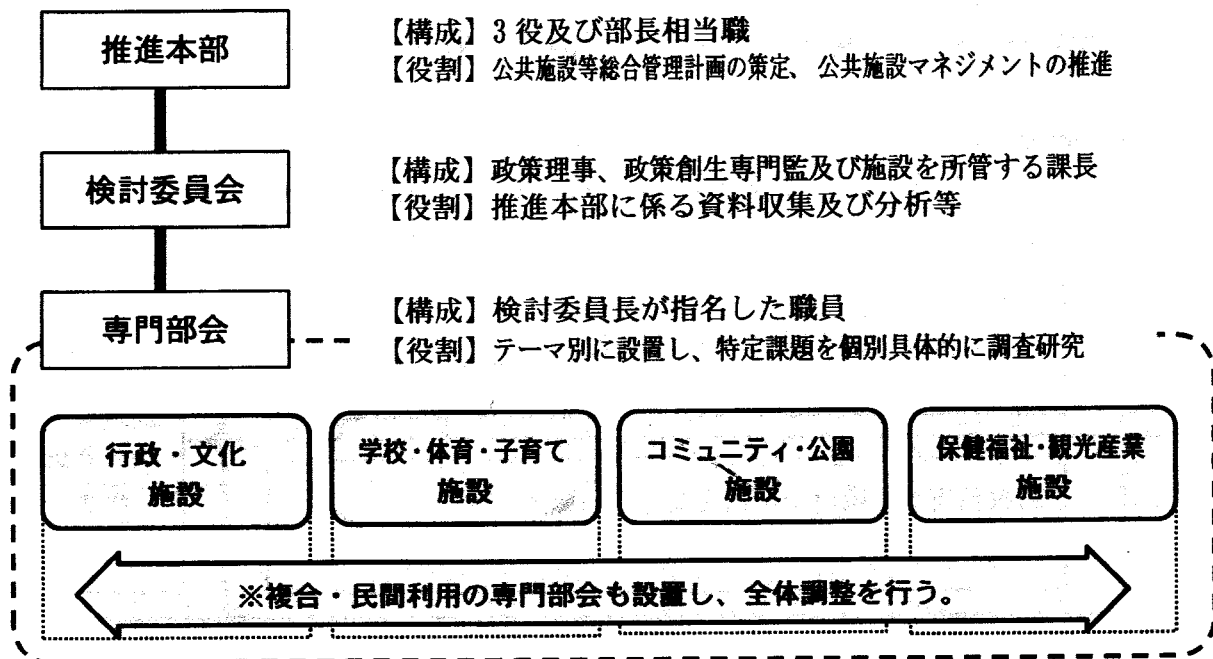
公共施設マネジメントを全庁体制で進めるため、推進本部、検討委員会の下層に実務担当者による部門別の調査研究組織である専門部会を設ける。

2 専門部会の概要

(1) 概要

- ・ 牧之原市公共施設マネジメント検討委員会設置要綱第 6 条の規定による。
- ・ 公共施設マネジメント基本計画の策定における対話のテーマ設定等を考慮し、「行政・文化施設」「学校・体育・子育て施設」「コミュニティ・公園施設」「保健福祉・観光産業施設」及び「複合・民間利用」部会の 5 部門を設ける。

(2) 組織のイメージ図



3 専門部会設置の考え方

(1) 基本的な考え方

- ・ 利用方法や方向性が類似すると思われる施設を 1 つの部会として括る。
- ・ 部会別の縦割りの議論に限定しないよう「複合・民間利用」の部会を設け、全体調整に係る議論を行う。(4 つの部会の協議状況を考慮し開催時期を決定)
- ・ 防災・障がい者・住宅施設については、対話の場での議論に適さないため、行政内部で方向性を調整する。

(2) 分類の考え方

No	分類	分類の考え方
1	行政・文化施設	全市的な視点で活用する施設
2	学校・体育・子育て施設	地区単位での利用の視点が強い施設 (2は子ども関係、3は自治会関係)
3	コミュニティ・公園施設	
4	保健福祉・観光産業施設	民間団体等の利用する施設
ー	防災・障がい者・住宅施設	対話の場を設けない施設

※各部会で協議する施設は、別紙 専門部会別施設一覧表のとおり

5 メンバー構成

(1) 構成の考え方

- ・施設担当課において、該当する施設を担当する職員
- ・施設を担当する職員が参加を要請する職員（年齢、男女比等にも配慮する。）
- ・専門部会のメンバーは、部会毎に8名～10名程度を予定、「複合・民間利用」の部会は、各部会のメンバー全員を対象とする。（全体会のような位置付け）

(2) メンバー構成

- ・専門部会のメンバー構成については、別紙のとおり

6 担当課等

	行政・文化施設	学校・体育・子育て施設	コミュニティ・防災・公園施設	保健福祉・観光産業・住宅施設	複合・民間利用
の施設担当課の職員	施設担当課（検討委員会の課）の職員から選定				4つの部会のメンバー全員で構成
以外の施設担当課の職員	施設担当課の職員が参加を要請する職員（男女各2名）				

7 添付資料

- ・別紙1 牧之原市公共施設マネジメント推進本部設置要綱・検討委員会設置要綱（専門部会委員の名簿を含む）
- ・別紙2 専門部会別施設一覧表

牧之原市公共施設マネジメント推進本部設置要綱

(設置)

第1条 公共施設マネジメントに関して調査及び検討するため、牧之原市公共施設マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事項について審議し、方針をまとめる。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に関すること。
- (2) その他、公共施設マネジメントに関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 委員は、各部長等をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の委員に充てることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討委員会)

第6条 推進本部における所掌事務について、資料収集及び分析等を行い、推進本部の検討に資するため、推進本部に公共施設マネジメント検討委員会を設置する。

- 2 検討委員会の構成員は別に定める。
- 3 検討委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策協働部地域創生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

牧之原市公共施設マネジメント検討委員会設置要綱

(要旨)

第1条 牧之原市公共施設マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）設置要綱（以下「推進本部設置要綱」という。）第6条の規定により、推進本部に設置する検討委員会について、その構成員及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、推進本部設置要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的かつ幅広い視点から検討を行い、その方針案を推進本部に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は政策理事を、副委員長は政策創生専門監をもって充てる。

3 委員は施設を所管する各課長（別表）をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員を臨時の委員に充てることのできる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を設置し、特定の課題を個別・具体的に調査研究し、推進本部へ報告するものとする。

2 専門部会に属する部会員は、委員及び専門部会の調査研究事項に精通した者の中から委員長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の部会員の互選によりこれを定める。

4 第4条及び第5条の規定は、専門部会について準用する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、政策協働部地域創生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	管理情報課長
委員	防災課長
委員	財政課長
委員	建設管理課長
委員	都市計画課長
委員	農政課長
委員	お茶特産課長
委員	商工観光課長
委員	社会福祉課長
委員	高齢者福祉課長
委員	子ども子育て課長
委員	健康推進課長
委員	教育総務課長
委員	社会教育課長

【公共施設マネジメント専門部会員 名簿】

部会名	所属課名	氏名	担当施設等
行政・文化 施設	管理情報課	長谷川 誠	榛原庁舎・相良庁舎
	社会教育課	岡村 優	文化ホール・図書館
	子ども子育て課	森田 さおり	総合健康福祉センター
	健康推進課	遠山 大成	保健センター
	社会福祉課	植田 伸也	福祉事務所
	秘書広報課	大石 雅之	施設担当者から参加を 要請された職員
	税務課	瀧口 恵	
	高齢者福祉課	鈴木 綾	
	商工観光課	栗林 芽美	
	都市計画課	西尾 亘	
学校・体育 ・子育て施設	教育総務課	羽田 敦	小中学校施設
	学校教育課	杉山 哲也	小中学校制度
	健康推進課	曾根 由多	体育施設
	子ども子育て課	佐々木 悟	保育園・幼稚園
	子ども子育て課	田村 浩太郎	児童館・児童クラブ
	納税課	水嶋 智子	施設担当者から参加を 要請された職員
	税務課	西 宣征	
	商工観光課	絹村 卓己	
	お茶特産課	森田 宏美	
	建設課	峯野 総孝	
コミュニティ ・公園施設	管理情報課	寺田 一平	コミュニティ施設
	地域創生課	石神 真由美	コミュニティ制度
	社会教育課	水野 敬子	公民館
	都市計画課	小笠原 浩志	公園
	防災課	川村 亮太	施設担当者から参加を 要請された職員
	企画課	大倉 神奈	
	財政課	本杉 圭	
	建設課	大橋 真実	
	教育総務課	鈴木 海里	
保健福祉 ・観光産業 施設	高齢者福祉課	植松 順弘	高齢者福祉施設
	高齢者福祉課	板倉 義樹	高齢者福祉施設
	お茶特産課	田中 美紗子	産業施設
	商工観光課	三橋 麻衣	観光施設
	防災課	秋野 実央	施設担当者から参加を 要請された職員
	税務課	本杉 康	
	環境課	遠藤 元誉	
	社会福祉課	澤入 梓	
学校教育課	中村 元信		

公共施設マネジメント専門部会別の施設の一覧表

部会	コード	施設分類	施設名	住所	所管課	現状分析	対話の場	方向性の整理
行政・文化施設	庁舎機能	行政施設	相模原庁舎 就業改善センター 相模原庁舎 保健センター 牧之原市総合健康福祉センター 相模原文化センター	静波447番地1 相良275番地 静波991番地 静波1024番地3	管理情報課 管理情報課 管理情報課 健康推進課 子ども子育て課 社会福祉課	関係課で分析資料を作成	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> グループ① (行政・文化施設) </div>	対話の場の意見を基に方向性を整理
		保健福祉施設	相模原図書館(相模原庁舎内) 相模原図書館(相模原文化センター内)	静波447番地1 相良275番地	社会教育課 社会教育課	関係課で分析資料を作成		
	図書館	相模原文化センター(再建) 相模原総合センター 牧之原市史料館 相模原文化財調査事務所 牧之原市民俗資料館	静波1024番地3 須々木140番地 相良275番地2 相良267番地2 波津1642番地	社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課 社会教育課	関係課で分析資料を作成	関係課で分析資料を作成		

部会	コード	施設分類	施設名	住所	所管課	現状分析	対応の場	方向性の整理
学校・体育・子育て施設	学校施設	学校教育施設	学校給食センター	波津1642番地	教育総務課	関係課で分析資料を作成	グループ② (学校・体育・子育て施設)	対応の場の整理を基に方向性を整理
		学校教育施設	坂部小学校	坂部488番地1	教育総務課			
		学校教育施設	細江小学校	細江1260番地	教育総務課			
		学校教育施設	勝間田小学校	勝間588番地3	教育総務課			
		学校教育施設	勝原中学校	仁田100番地1	教育総務課			
		学校教育施設	曹山小学校	西山寺6番地1	教育総務課			
		学校教育施設	川崎小学校	静波1001番地1	教育総務課			
		学校教育施設	相良小学校	波津1642番地	教育総務課			
		学校教育施設	相良中学校	相良283番地	教育総務課			
		学校教育施設	地頭方小学校	地頭方981番地	教育総務課			
		学校教育施設	家間小学校	黒子75番地	教育総務課			
		学校教育施設	片浜小学校	片浜1210番地	教育総務課			
		体育施設	ぐりんぼる	仁田739番地3	健康推進課			
		体育施設	海浜体育館	波津1555番地	健康推進課			
		体育施設	仁田体育館	仁田143番地2	健康推進課			
体育施設	仁田体育館	静波447番地3	健康推進課					
体育施設	相良白&G海洋センター	波津572番地	健康推進課					
体育施設	相良総合グラウンド	曹ヶ谷1050番地17	健康推進課					
体育施設	相良方体育館	地頭方1574番地	健康推進課					
体育施設	シーサイドプール地頭方	新庄3035番地	商工観光課					
×(白書掲載なし)		仁田テニスコート	仁田140番地2	健康推進課				
×(白書掲載なし)		静波クラウンド	静波1018番地1	健康推進課				
子育て施設		牧之原市立あおぞら保育園	須々木123番地3	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立細江保育園	細江3364番地2	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立坂部保育園	坂部488番地1	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立勝間田保育園	勝間567番地3	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立曹山保育園	曹ヶ谷3621番地1	子ども子育て課				
子育て施設		静波保育園	静波991番地5	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立相良幼稚園	相良249番地2	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立地頭方保育園	地頭方1丁目33番地	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立地頭方幼稚園	地頭方281番地	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立家間保育園	西萩間889番地	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立相原児童館	静波1478番地2	子ども子育て課				
子育て施設		牧之原市立相良児童館	波津572番地2	子ども子育て課				
子育て施設		静波放課後児童クラブ	静波1430番地1	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		牧之原市南川市学校組合立牧之原保育園	真萩間1987番地50	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		細江第1放課後児童クラブ	細江1260	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		細江第2放課後児童クラブ	細江1106-1	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		勝間田・坂部放課後児童クラブ	勝間588-3	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		相良放課後児童クラブ	波津1642番地	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		地頭方放課後児童クラブ	地頭方981番地	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		家間・曹山放課後児童クラブ	黒子75番地	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		牧之原放課後児童クラブ	真萩間1987-96	子ども子育て課				
×(白書掲載なし)		和光館放課後児童クラブ	静波1262-1	子ども子育て課				
観光産業振興施設		農村の家(再編)	勝間588番地3	お茶神産課				
保健福祉施設		和光館(再編)	静波1262番地1	社会福祉課				

公共施設マネジメント専門部全別の施設の一覧表

部会	コード	施設分類	施設名	住所	所管課	現状分析	対話の場	方向性の整理
行政・文化施設	庁舎機能	行政施設	構原庁舎 就業改善センター 相良庁舎 保健センター 牧之原市総合健康福祉センター	静波447番地1 相良275番地	管理情報課 管理情報課 管理情報課 健康推進課 子ども子育て課	関係課で分析資料を作成	グループ① (行政・文化施設)	対話の場の意見を基に方向性を整理
		保健福祉施設	文化施設	構原文化センター	静波991番地 静波1024番地3			
	図書館	行政施設	相良図書館(相良庁舎内) 構原図書館(構原文化センター内)	静波447番地1 相良275番地	社会教育課 社会教育課	関係課で分析資料を作成		
	文化ホール	文化施設	構原文化センター(再掲)	静波1024番地3	社会教育課	関係課で分析資料を作成		
		文化施設	相良総合センター 牧之原市史料館	須々木140番地 相良275番地2	社会教育課 社会教育課	関係課で分析資料を作成		
	文化財施設	文化施設	相良文化財調査事務所	相良287番地2	社会教育課	関係課で分析資料を作成		
		文化施設	牧之原市民俗資料館	波濤1642番地	社会教育課	関係課で分析資料を作成		

部会	コード	施設分類	施設名	住所	所管課	現状分析	対話の場	方向性の整理
公園施設	公園施設	コミュニティ関連施設	特波コミュニティ防災センター	特波2130番地5	管理情報課	関係課で分析資料を作成	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (コミュニティ公園施設) グループ③ </div>	対話の場の意見を基に方向性を整理
		コミュニティ関連施設	川崎コミュニティ防災センター	相模212番地	管理情報課			
		コミュニティ関連施設	相模コミュニティ防災センター	相模88番地1	管理情報課			
		コミュニティ関連施設	大江コミュニティ防災センター	大江102番地1	管理情報課			
		コミュニティ関連施設	片浜コミュニティ防災センター	片浜1111番地1	管理情報課			
		コミュニティ関連施設	細江コミュニティセンター	細江1106番地1	管理情報課			
		コミュニティ関連施設	勝間田金庫	勝間田246番地1	管理情報課			
		コミュニティ関連施設	牧之原コミュニティセンター	布引1825番地4	社会教育課			
		コミュニティ関連施設	相良公民館	須々木854番地10	社会教育課			
		コミュニティ関連施設	地頭方公民館	須庄291番地5	社会教育課			
		コミュニティ関連施設	萩間公民館	波津1390番地1	社会福祉課			
		保健福祉施設	和光館	特波1282番地1	社会福祉課			
		保健福祉施設	坂部健康センター	坂部616番地3	社会福祉課			
		観光産業振興施設	曹ヶ谷農業就業改善センター	曹ヶ谷821番地7	お茶特産課			
		公園	かひんほの里	勝俣1970番地1	都市計画課			
		公園	細江嶺山公園	細江6031番地2	都市計画課			
		公園	牧業公園	勝俣1901番地4	都市計画課			
		公園	勝間田公園	曹ヶ谷718番地1	都市計画課			
		公園	小塚山公園	波津632番地6	都市計画課			
		公園	新庄緑地公園	新庄3040番地	都市計画課			
		公園	権原公園	特波66番地1	都市計画課			
		公園	水ヶ谷ふれあい公園	坂口2429番地1	都市計画課			
		公園	休園の森	勝田100番地1	都市計画課			
		公園	大江公園	大江658番1の1地先	都市計画課			
		公園	地頭方浜公園	新庄3042番地	都市計画課			
		公園	東慶林公園	地頭方一丁目42番地	都市計画課			
		公園	波津公園	細江390番地1	都市計画課			
		公園	白井公園1	波津一丁目160番地	都市計画課			
		公園	堤ヶ谷公園	堤ヶ谷754番地	都市計画課			
		公園	浜田公園	波津二丁目37番	都市計画課			
		公園	平成せせらぎ公園	曹ヶ谷2525番地5	都市計画課			
		公園	油田の豊公園	曹ヶ谷2525番地1	都市計画課			
		公園	2丁目ホケットパーク	特波249番地1	都市計画課			
		公園	3丁目ホケットパーク	特波617番地1	都市計画課			
		公園	11丁目公園	特波1700番地1	都市計画課			
		公園	細江江後公園	細江1699番地6	都市計画課			
		公園	細江十五公園	細江2449番地2	都市計画課			
		公園	細江小谷公園	細江739番地1	都市計画課			
		公園	細江青山公園	細江1308番地9	都市計画課			
		公園	細江浜田公園	細江112番地35	都市計画課			
		公園	権松コミュニティ広場	特波327番地1	都市計画課			
		公園	特波公園	特波1350番地1	都市計画課			
		公園	特波上虎堂遊園	特波1507番地8	都市計画課			
		公園	特波八王子公園	特波2604番地36	都市計画課			
		公園	大沢公園	大沢一丁目24番地	都市計画課			
		公園	中橋公園	細江989番地9	都市計画課			
		公園	萩間坂公園	真坂間1686番地14	都市計画課			
		公園	道場中田公園	道場225番地12	都市計画課			
		公園	波津西公園	波津1393番地6	都市計画課			
		公園	白井公園2-3	白井631番地1	都市計画課			
		公園	堤ヶ谷山西公園	堤ヶ谷106番地1	都市計画課			
		公園	牧之原コミュニティ広場	布引1825番地1	都市計画課			
		公園	波津/谷公園	沙見台7-1	都市計画課			
		公園	牧之原緑地公園	真坂間2220番地1	都市計画課			

コミュニティ・公園施設

対話の場の意見を基に方向性を整理

部会	コード	施設分類	施設名	住所	所管課	現状分析	対話の場	方向性の整理
防災施設	コ一ド	行政施設	旧坂部駐在所	坂部3805番地1	防災課	関係課で分析資料を作成	対話の場は設けない	行政内部で方向性を整理
			旧片浜駐在所	片浜1126番地1	防災課			
防災施設		行政施設	第1分団1詰所	片浜1431番地1	防災課	関係課で分析資料を作成	対話の場は設けない	
			第2分団1詰所	細江161番地1	防災課			
			第3分団1詰所	坂部3216番地	防災課			
			第3分団2詰所	坂部533番地	防災課			
			第3分団3詰所	坂口623番地1	防災課			
			第4分団1詰所	真原間2784番地	防災課			
			第4分団2詰所	布引原242番地	防災課			
			第4分団3詰所	神谷2552番地35	防災課			
			第5分団1詰所	勝間246番地1	防災課			
			第5分団2詰所	切山459番地1	防災課			
			第5分団3詰所	中089番地1	防災課			
			第6分団1詰所	仁田178番地	防災課			
			第6分団2詰所	勝間2757番地	防災課			
			第6分団3詰所	相馬262番地47	防災課			
			第7分団1詰所	須々木838番地1	防災課			
			第7分団2詰所	大江530番地2	防災課			
			第8分団1詰所	片浜959番地3	防災課			
			第8分団2詰所	菅ヶ谷3621番地7	防災課			
			第9分団1詰所	地腰方1003番地	防災課			
			第10分団1詰所	薄尾203番地2	防災課			
第10分団2詰所	新庄2458番地2	防災課						
第10分団3詰所	新庄194番地3	防災課						
第10分団4詰所	堀野新田230番地1	防災課						
第10分団5詰所	中西292番地1	防災課						
第11分団1詰所	真原間1205番地5	防災課						
第11分団2詰所	西家間139番地5	防災課						
第11分団3詰所	中西292番地1	防災課						
第1分団3詰所	勝間2022番地	防災課						
相良消防庁舎	波津191番地1	消防本部	広域化による所管普及が決定	関係課で分析資料を作成	対話の場は設けない	方向性は決定済み		
坂部消防庁舎	波津275	防災課						
×(白書掲載なし)	×(白書掲載なし)	防災倉庫(相良庁舎)	相良275	防災課	関係課で分析資料を作成	対話の場は設けない	行政内部で方向性を整理	
その他施設	その他施設	匿名農業集落排水施設	匿名678番地	農政課				
その他施設	その他施設	庄内排水機場	勝間862番地2	農政課				
その他施設	その他施設	楨原第1排水機場	細江2172番地	農政課				
その他施設	その他施設	楨原第2排水機場	細江6364番地	農政課				
その他施設	その他施設	中排水機場	中1361番地3	農政課				

部会	コード	施設分類	施設名	住所	所管課	現状分析	対話の場	方向性の整理
保健福祉	高齢者施設	保健福祉施設	こづつみ作業所 第2こづつみ作業所(H29取壊し) つくしの家(療養)つくしホーム(生活介護) テイクベシセンターしずなみ(再掲) 生きがいがいーテンコにた 相良いきいきセンター 老人会館 老人福祉センター龍眼荘	波津1890番地1	社会福祉課	民間譲渡の方向性で 内附調整中。担当課 で分析資料を作成	対話の場は設けない	行政内部で方向性を 整理し、一筆会と調 整
				波津240番地1	社会福祉課			
				相良259番地2	社会福祉課			
				相良283番地79	高齢者福祉課			
				相良283番地79	高齢者福祉課			
				相良172番地1	高齢者福祉課			
				相良1980番地3	高齢者福祉課			
				相良1980番地3	高齢者福祉課			
				相良1980番地3	高齢者福祉課			
				相良1980番地3	高齢者福祉課			
観光	観光施設	観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設	観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設 観光産業振興施設	波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地	観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課	関係課で分析資料を 作成	対話の場は設けない	対話の場の意見を基 に方向性を整理
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
海岸	トイレ	その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設	その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設 その他施設	波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地	観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課 観光産業課	関係課で分析資料を 作成	対話の場は設けない	行政内部で方向性を 整理
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
			波津1555番地	観光産業課				
市営	住宅	市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等	市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等 市営住宅等	波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地 波津1555番地	建設管理課 建設管理課 建設管理課 建設管理課 建設管理課 建設管理課 建設管理課 建設管理課 建設管理課 建設管理課	関係課で分析資料を 作成	対話の場は設けない	行政内部で方向性を 整理
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				
			波津1555番地	建設管理課				

グループ④
(保健福祉・観光産業施設)

公共施設マネジメント基本計画の策定に係る対話の場について (案)

(政策協働部地域創生課)

1 目的

公共施設マネジメント基本計画の策定に当たり、市民の意見を把握するとともに、市民同士が学び合う機会を創出することを目的として「対話の場」を設ける。

2 概要

(1) 出席者の考え方

- ・参加者が公共施設に係る学びや気づきを共有する場を設ける。
- ・出席者は、毎回 50 名の規模とし、合計 5 回の対話の場を設ける。分野別に開催するのではなく、グループ分けによって、分野別の議論を整理する。
- ・メンバーは固定せず、各団体から 1 名が各回の対話の場に参加することとする。
- ・全 5 回を同じ人が出席することが望ましいが、所属団体から他のものが出席しても差し支えないこととする。(出席者名簿は団体名で管理する。)

(2) メンバー構成

- ・具体的な団体名は、公共施設マネジメント推進本部（専門部会）で検討する。
- ・選出区分の 4 つの分野は、専門部会の 4 つ分野と同様とする。(内訳案は以下)

分野	団体等の選出区分	人数
各分野に関わる市民	4 つの分野※の各種団体	8 名×4 分野=32 名
総合計画等に関わった市民	NEXT まきのはらなど	8 名
市役所職員	専門部会員の職員	10 名
合 計		50 名

3 運営

(1) 各種団体の役割分担

- ・主催は自治基本条例推進会議とし、初回と 5 回目に参加した委員が挨拶を行う。
- ・対話の場は、行政が主となって運営し、男女協働サロン等の手法により進める。その進行は、まちづくり協働ファシリテーターとする。
- ・市民同士の対話の場であることを原則とするが、質問等への回答を求められた場合は、その趣旨に応じて行政等が対応する。

(2) 話し合いの進め方

開催月	9 月	10 月	11 月	12 月	
内容	全体の現状把握	分野別の現状把握	課題の共有	施設分類の方向性	先導的な施設

4 対話の場に係る前回会議時の質疑事項への回答

No	質疑事項	回答
1	自治基本条例推進会議の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・市から諮問を受けた自治基本条例推進会議が、答申に当たって市民の意見を確認するために対話の場を設ける。 ・対話の場は、方向性をまとめるのではなく、意見を聴く場であり、その場で結論を出さない。 ・答申に当たっての議論は、自治基本条例推進会議内で行う。
2	参加する市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内団体等から毎回 50 名の市民が参加する。 ・詳細は、2 の概要（前頁）のとおり
3	会議の進行・対話の手法等	<ul style="list-style-type: none"> ・会議は、基本的に男女協働サロンの方式とし、準備や運営は行政が、進行はまちづくり協働ファシリテーターが行うものとする。 ・自治基本条例推進会議は、初回と最終回に挨拶をするとともに、その場の意見を聴き、自治基本条例推進会議内で議論を行う。
4	全体での意見調整	<ul style="list-style-type: none"> ・対話の場を部門別での開催から全体での一括開催に変更する。 ・部門別の議論は、各回のグループ構成や問の設定により整理する。 【従 前】4 部門×5 回=20 回 【変更後】全 体×5 回=5 回
5	第 1 回対話の場のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・7 月 1 日に開催した合同研修会で試験的に実施 ・白書や基本方針など全体状況の把握、マネジメントの必要性や基本的考え方を学ぶ。 ・公共施設に係る各自の想いを共有する。 ・全 5 回の概要は、3-(2) の話し合いの進め方（前頁）のとおり

公共施設マネジメント推進本部・検討委員会・専門部会 合同研修会の開催結果について

(政策協働部地域創生課)

1 目的

市民総がかりで公共施設マネジメントを進めるに当たり、庁舎内の推進組織である公共施設マネジメント推進本部・検討委員会・専門部会の各委員の理解を深めるとともに、取組意欲や一体感の向上を目的として研修会を開催した。

2 日時及び会場

- ・日時：平成 27 年 7 月 1 日 (水) 午後 1 時 30 分～4 時 30 分
- ・会場：矢崎部品ものづくりセンター ガーベラホール及び Café Verde

3 参加者

- | | | |
|---------------------|------|---------|
| ・ 3 役、部長相当職 (推進本部) | 12 名 | |
| ・ 施設を所管する課長 (検討委員会) | 14 名 | |
| ・ 主幹以下の職員 (専門部会) | 34 名 | 合計 60 名 |

4 内容

(1) 第 1 部 (勉強会形式：60 分)

- ・ 講師：三菱UFJリサーチ&コンサルティング コンセプトデザイン室長 西尾真治さん
- ・ なぜ今、公共施設マネジメントが必要か (社会背景、市としての課題)
- ・ 基本的な考え方、牧之原市の進め方、全国の動向、先進市の取組 等

【講師からの説明の要点】

- ・ 計画を前倒して策定するなどスピード感を持った対応が必要
- ・ 各自が主体的に取り組む。具体的な目標を持つ。
- ・ 具体的なケースについて、前向きに市民と対話する。

(2) 第 2 部 (男女協働サロン形式：120 分)

- ・ 講師：会議ファシリテーター普及協会 副代表 小野寺郷子さん
- ・ 学校、庁舎に係る状況 (教育長、副市長から説明)
- ・ 親しみや思い出深い公共施設 (意見交換)
- ・ 対話の場をより効果的に進めるアイデア (意見交換)

【参加者の意見の要点】

- ・ 市がデータを示す、市民と行政で事前に視察するなどの準備を行う。
- ・ これから施設を使う若者の意見を積極的に取り入れる。
- ・ 将来像や想いを共有化する。何が大切か課題の本質を明確にする。
- ・ 誰のために行うかを考えたうえで、モデル的に実施する。

「片浜小統合撤回しない」

牧之原地元、反対相次ぐ 市長方針

牧之原市が2017年度をめぐりに市立相良小と統合する方針を示している市立片浜小について、西原茂樹市長は23日夜に片浜地区で開かれた「みんなであつこう 市民トーク」で、予定通り17年度に統合する意向をあらためて示した。地元からは「承認できない」と反対意見が相次ぎ、片浜小の存続を求める要望書が西原市長に手渡されるなど、議論は平行線のままだった。

片浜小は1993年の170人をピークに児童数が減少し、現在は全校児童33人、3・4年、5・6年が複式学級で運営している。市教委が2013年9月に相良小との統合方針を明らかにし、西原市長が市議会2月定例会で17年度をめぐりに統合する考えを明らかにした。

この日の市民トークで西原市長は「子供の教育のために統合したい」と述べた。坪池洋一教育長も「学校教育の在り方として、複式学級は望ましくない」として、統合すべきとの考えを示した。片浜小を守る会の増田忠勝会長(71)は「統合は区民一同の賛同なくしてできない。上から目線の地域」の絆が薄れる「複

式学級がなくなるよう努力してほしい」との統合反対の意見が相次いだ。

地域課題意見交換市民トーク始まる

牧之原市

牧之原市の西原茂樹



西原市長(奥)が地域の課題について市民と意見交換した市民トーク。牧之原市片浜

市長が地域の課題などについて市民と意見交換する「みんなであつこう 市民トーク」が23日夜、同市片浜で始まった。7月28日まで、市内の10会場で行われる。

西原市長は本年度の一般会計当初予算や第2次総合計画、中部電力浜岡原発への対応など市の施策について説明した。参加者からは海岸の防潮堤や道路計画、茶業振興に関する質問があり、各部の担

当者が答えた。各会場とも開催時間は午後7時半から。問い合わせは市秘書広報課(電話0548(23)0052)へ。

菊川市民の55%「浜岡停止継続」アンケート結果公表

菊川市は24日、本年度の市民アンケート調査結果を公表した。中部電力浜岡原発(御前崎市佐倉)の今後についての考えを聞く質問では、「停止してほしい方がよい」との回

プレミアム金券が完売

島田市

国の交付金を活用して地域の消費喚起を図る島田市のプレミアム金券は24日、完売した。5億6880万円分に

公共施設マネジメント基本計画の構成について（案）

（政策協働部地域創生課）

1 基本計画の位置付け

- ・ 牧之原市公共施設マネジメント基本方針及び基本計画を、国が策定を求める公共施設等総合管理計画として位置付ける。
- ・ 第 2 次総合計画の重点プロジェクトである「公共施設最適化プロジェクト」の基本計画とする。

2 策定の基本的姿勢

- ・ 40 年間の視点である基本方針に対して、4 年間の進め方を示す計画とし、市が抱える公共施設に係る課題について、短期的な視点で取り組む。
（合併団体としての施設の統廃合の難航・建設時との環境の変化などへの対応）
- ・ 自治基本条例第 14 条及び市政への市民参加に関する条例第 5 条の規定に基づき市民の学びの場を創出するとともに、高い実効性を確保する。

3 計画の構成と策定方法

- ・ 平成 26 年 4 月 22 日付けで総務省が示した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の趣旨、記載すべき事項及び留意事項に沿って項目立てする。
- ・ 施設分類別方向性や先導的な施設について、自治基本条例推進会議に諮問する。
- ・ 自治基本条例推進会議は、その答申に当たって、市民の多様な意見を確認するため、対話の場を設置する。
- ・ 施設分類別の方向性や先導的な施設に沿って、平成 28 年度から具体的な取組に着手する。

4 基本計画の骨子案

- 1 はじめに
 - ・ 背景や基本的な姿勢を市長のコメントにより記載する。
- 2 目次
 - ・ 各項目と頁を記載する。
- 3 公共施設マネジメント基本計画とは
 - ・ 計画の目的を記載する。
- 4 基本的な方針
 - (1) 計画期間
 - ・ 4 年間の計画期間であることを記載する。

(2) 全市的な取組体制の構築

- ・全市的な組織による現状・課題の分析を記載する。
- ・自治基本条例推進会議の役割と対話の場の設置を記載する。
- ・議会や住民との情報共有等の方法について記載する。

(3) 現状や課題に関する基本的な考え方

- ・全市的な課題の整理として、人口等を記載する。
- ・目標や総量削減等の根拠となる財政シミュレーションを実施する。
- ・施設分類別の現状・課題整理の方法を記載する。

(4) 理念（基本的な考え方）

- ・公共施設マネジメント基本方針の内容をより具体的に記載する。
 - ①運営の最適化
 - ・受益者負担の最適化、民間利用について記載する。
 - ②質の最適化
 - ・適正な保全、長寿命化、施設機能の向上・再編について記載する。
 - ③量の最適化
 - ・施設の統廃合・再配置、複合・民間利用、近隣市や民間との連携について記載する。

5 施設分類別の方向性

- | | | | |
|---------------------------|--------------|-------------|-----------|
| (1) 庁舎 | (2) 図書館 | (3) 文化ホール | (4) 文化財施設 |
| (5) 学校施設 | (6) 体育施設 | (7) 幼稚園・保育園 | |
| (8) 子育て支援施設（児童館・放課後児童クラブ） | (9) コミュニティ施設 | | |
| (10) 防災施設（防災・消防・排水機場 等） | (11) 公園施設 | | |
| (12) 障がい者福祉施設 | (13) 高齢者福祉施設 | | |
| (14) 観光産業施設（海岸トイレを含む） | (15) 市営住宅 | | |

- ・各施設分類別に現状、課題、方向性を記載する。

6 先導的な施設

- ・施設分類別の方向性に沿って具体的な実施計画を策定する施設を記載する。

7 目標値の設定と計画のPDCA体制の構築

- ・総合管理計画のPDCA体制について記載する。

8 資料

- ・策定に係る各種資料を記載する。

牧地創第 号
平成 27 年 7 月 日

牧之原市自治基本条例推進会議
会長 坂本 光司 様

牧之原市長 西原 茂樹

牧之原市公共施設マネジメント基本計画の策定に係る施設分類別の方向性
及び先導的な施設について（諮問）

牧之原市自治基本条例推進会議設置条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、牧之原市公共施設等総合管理計画の策定に係る下記の事項について、貴会議に諮問します。

記

1 諮問する項目

牧之原市公共施設等総合管理計画に位置付ける牧之原市公共施設マネジメント基本計画に盛り込む項目のうち、施設分類別の方向性及び先導的な施設

2 答申に当たっての留意事項

答申に当たっては、諮問事項に係る多様な市民の意見を確認するように努めるとともに、確認した意見を広く市民に報告する機会を設けるものとする。

平成 27 年度 第 3 回 牧之原市自治基本条例推進会議

日 時：平成 27 年 7 月 7 日 (火)
午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
会 場：総合福祉センターさざんか
2 階 会議室 1～3

1 開 会

2 会長挨拶

3 市長挨拶

4 議 題

～事務局による前回の振り返り～

- (5) 牧之原市公共施設マネジメント基本計画の策定に係る施設分類別の方向性及び先導的な施設について(諮問)
 - (1) 公共施設マネジメント専門部会の設置について
 - (2) 公共施設マネジメント基本計画の策定に係る対話の場について (案)
 - (3) 公共施設マネジメント推進本部・検討委員会・専門部会合同研修の開催結果について

会 長

- ・諮問を受けたのは基本計画の策定に関する施設分類別の方向性、先導的な施設について。本来はそこを集中的に議論すればいいが、(1)～(3)は審議するためにとっても重要。あえて諮問を先に。
- ・諮問に関しては前回、範囲が広いとか不明確とかそんな議論があった。それを踏まえてここにはっきりと明示した。
- ・細かいことについては現場で市民の意見を聴きながら諮問してほしいという

こと。これで市民との対話も明確になってくる。

～事務局より議題(1)、(2)、(3)関係資料についての説明～

～坂本会長より論点の説明～

戸塚委員

- ・推進本部、検討委員会、専門部会、特に専門部会の動きについてはおおよそ理解出来た。専門部会のメンバーはレポート・トゥ 誰？その都度の結果や会合などの結果などは。どこに求めていく？
- ・こういうプロジェクトをやると選ばれた人はやる気を持ってやるけど、そこで決まった内容について、その人の上司から横槍を入れられることがある。4つの専門部会に入る30～40人の人たちは誰に報告・相談する仕組みになっている？

事務局

- ・基本は検討委員会に報告。

戸塚委員

- ・それでいい。これから会を重ねるごとに具体的な固有名詞が入ってくればくほど横槍を入れられるような危険性が増えてくる。
- ・三階層以上のレポート・トゥを設けると絶対にうまくいかない。恣意的であれ恣意的でないであれ、職制が入ってくると複雑な動きになってくる。
- ・専門部会は実際にどれぐらいの頻度、どれぐらいの時間をかける？

事務局

- ・専門部会で議論していく内容については今、内部で話しているところ。まずは対話の場に入れていくメンバーについて議論。次に、担当する各分野の現状、課題、方向性をデータ整理して対話の場に提供。7、8月に複数回の議論をしていかないといけない。初回は全体像をつかんでもらい、本題に入っていくのは二回目以降になるのでは。10月までは月数回の議論をして整理することをやっていきたい。それ以降は基本計画をつくっていく作業。月に数回ぐらい

の会議開催を考えている。

戸塚委員

- ・就業時間中にやる？（事務局：はい。）

委員

- ・14 ページ。4つの分野の各種団体とは？

事務局

- ・まだ決めていない。部会ごとに実情があるので、専門部会内でどういう議論され、どういう団体が入るべきかを検討したうえで決めていきたい。

〇〇委員

- ・市役所から団体への指名制？もれた場合は入れない？

専門監

- ・貴重な意見として専門部会にもっていく。専門部会で詰めたい。

坂本会長

- ・アウトサイダーは必ずある。貴重な意見を持っている人はたくさんいる。団体だけでいいのか？専門部会でも推進会議から出た意見として伝えてほしい。
- ・戸塚委員からの意見。専門部会で話したことを課長・部長に上げて相談しながら次の会議に出たら縮こまる。専門部会は良い意味で独立した一つの審議する場として教育委員会に上程するとか？無常識の人が口を挟むことで何も意見が出てこなくなる。

〇〇委員

- ・2、3 ページ。複合・民間利用の部会は全体会という認識でいいか？全体会は最後にやる？途中で入れる？

事務局

- ・4つの部会の協議状況を考慮して開催時期を決定する。現状把握が出来ていないと正しい議論が出来ない。各部門の議論が整理されたら開催したいと考えている。

戸塚委員

- ・ファシリティマネジメントのプロジェクトは第三次総合計画の4つのプロジェクトと連動している。それぞれのプロジェクトの審議内容、検討内容の1コマとして、ファシリティは必ず出てくる。そことこのプロジェクトをどう連動させる？どうフェーズを合わせていく？複合・民間の中に時差をおいて入ってくる？今のところどう設計している？他の4つのプロジェクトの施設に絡む問題とファシリティマネジメントの区分、区分け、プロセス。

事務局

- ・特に関わりが深いのが宝こども育成プロジェクト。学校の問題や幼稚園保育園の民営化を進めていく中で、ソフトのシステムが関わってくる。スケジュールを伝えただけで、ソフトの面での課題を整理してもらい、ある程度の段階でお互いに話し合う場を設けて整合をとっていきたいと考えている。複合・民間利用の部会でやるかどうかはこれから検討していく。

戸塚委員

- ・そこを逃すと大変。食い違いが出てくるのが一番怖い。公共施設単独のプロジェクトで4年間やっていくわけではない。あくまでもファシリティであり、ファシリティを使う政策なり人間が必ず絡んでくる。
- ・方法論として、もし施設マネジメントが多少でも進んでいるようなら、他の4つのプロジェクトの検討内容にこれだけは頭から外さないように目を配っておいて・・・というもっていき方がいいのでは？集約するのは創意工夫で、進み具合を見ながらやっていけば？単独で動くのは怖い。

坂本会長

- ・7月16日に今年度第1回の総合計画審議会が開かれる。推進会議委員と総合計画審議会委員の兼務は私だけ。総合計画審議会の中でも強く意見は言っていたいし、今までも常に戸塚委員が言ったようなことは気にしながらやってきた。

市長

- ・戸塚委員の言うとおりに。そういう方針でやる。総合計画を推進していく本部と自治基本条例を推進していく本部、公共施設マネジメントを推進していく本部、三本立てでやっている。ほとんどメンバーは一緒。一緒にやっていく。

- ・各部門では学校がこの中で半分。学校の統廃合は基本的に2クラスという方針を文科省が出しているし、子供たちの教育という視点からも複数学級が必要だから推進してやっていく。
- ・保育園・幼稚園も新しい子育てについては特に0、1、2歳児の教室がないのが現状。一緒にして規模を大きくして確保する。2つの保育園は0、1、2歳児専用とか・・あまり良くないという案もあるが。

あま

- ・片浜小学校の新聞記事を資料に入れた理由。片浜だけ議論を6年やっている。片浜だけ狙い撃ちをされているような意識をもたれてしまっている。片浜の皆さんとはきちんと話をしているし、大事なのは子供たちと地域コミュニティのこと。そこについては議論をしていくが、牧之原市内全体の学校をどうするかについても同時並行でやっていかないと片浜も納得しない。
- ・昔の話。須々木・片浜・菅山が同時に相良に統合することを当時の町長が決めた。町長が須々木出身だった須々木をまずやめた。次は片浜→菅山とやったら、次の町長が菅山と片浜は残す、と。それで未だに統廃合はされていない

〇〇委員

- ・複合・民間利用のところ。4つの部会のメンバー全員で構成とのことだが、3(2)分類の考え方で防災・障がい者・住宅施設の対話の場を設けない施設のメンバーはここにも入ってこない？

事務局

- ・入らないつもり。こういう場で話をするのではなく、そこに対して具体的にどうしていくかという議論が始まっている。あえてこの場に出さなくてもという考え。

〇〇委員

- ・体育館など、地元だと防災施設になっていたりすることもあるのでは？体育館のメンバー構成の中にも防災課が入っていないが？

事務局

- ・防災課の職員は要請される職員の中に入っている。防災課の職員としての考えは中でも出せると考えている。

坂本会長

- ・防災関係者はともかく、障がい者の方については内部でも議論が進んでいるということは資料を見ればわかるが、一般の認識からすると濃淡はあっていいのでは？適さないと決めつけるのはどうか？関係者を一人ぐらい入れるぐらいの配慮はあっていいのでは？

専門監

- ・関係者としては当然、防災に関わっている人は入る。障がい者の施設そのものを考えるなら担当課から出すという考え方は変えないが、障がい者の方たちに関わりがある方がちゃんと意見が言えるようにはするつもり。

坂本会長

- ・仙台。日本一のランチビュッフェ。今度、掛川に出来る。六丁目農園。社長わたなべさん。130人の障がいをもった人、お年寄りも含めて就労している。子供、障がい者、高齢者は一緒にすべきと数十年やってきた人。
- ・「対話の場を設けない施設」というのは外に出した時に市民がどう思うか。もう少し言葉を変えるなりしたほうが。

市長

- ・確かに「対話の場を設けない」というのは閉ざしてしまっているようなイメージが出てしまう。グループの中に入れちゃえば？入れておいて、話に出てこなければ、それはそれで・・・。

戸塚委員

- ・出席者のメンバー構成。関連団体、所属団体で5回を通して同じメンバーが出席することが望ましいと含みを持たせている。ここは大事なところ。回数を重ねていくごとに議論の高まりを求めていかないと。各回で同じ団体から違うメンバーが出席しても収集がつかなくなるのでは。そこを含めて出席者を決めるべき。
- ・職員以外のメンバーにとっても初めて聞くような内容じゃないし、職員たちも市民のための市役所の仕事をずっとやってきている。そういう視点、問題意識で施設を見てきた職員が各部門に入る。5回の中で私たちの強力な参考になるような方向性なり意見が出来上がるように、そのへんにゴールを求め

ておかないと。

〇〇委員

- ・どうしても所属団体で前に来た人が来れないということは出てくるはず。1ページに前回の振り返りで要点がまとめられているが、これはすごく良い。会議の場は時間も大事。出来るか出来ないかは分からないが、1回目と2回目の会議の間に振り返りの時間を作ってみては？団体にもその回の会議が終わったら「前はこんな感じで・・・」ということを通り出してみても？そうすれば仮に次の回に違う人が来ることになっても時間の短縮につながるのでは。経費の問題もあるので出来ればOKですが・・・。
- ・対話の場の団体の人選について。絆づくりの策定委員会ができ、各10地区で実践が始まっているところも。絆づくりで「こういう方向で・・・」と地区で盛り上がっている時に、やろうとしていたその施設はもうない・・・ということになったら大変。両方地域創生課がやっているから大丈夫とは思いますが。それぞれが単独で動かないようにうまく連携をとってもらいたい。団体の中で策定委員メンバーとかぶっている人がいれば、人選の中に入れてもらうことが出来れば。

〇〇委員

- ・対話の場の出席者の考え方について。「メンバーを固定せず」となっているが次の文には「全5回を同じ・・・」と書いてある。出来ればNPOとかJCとかもそうだが、団体のトップを出してもらおうようにしたらどうか。文章を読むと出席者は誰でもいいように聞こえてしまうが、そのへんの考え方は？

専門監

- ・出席者の考え方三つ目、四つ目の文章については確かに矛盾している。訂正する。
- ・出席者の考え方について細かな部分はまだ決まっていないが、団体の長が出してもらったほうがいいところもあるし、長との相談もある。若い人の参加や女性の参加も大事。トップじゃなきゃ駄目ということではなく、相談する中でバランスをとっていきたいと考えている。

会 長

- ・組織じゃなくて人を見て、その人が出やすいようなバックグラウンドを整備

してあげることも大事。

〇〇委員

- ・メンバー構成について、高校生の参加をお願いしたい。行政活動は一つひとつ現在と未来がつながっている。そういう観点で高校生もメンバー構成に必要では。
- ・有権者の年齢が18歳以上になった。早くて来年7月の参議院議員選挙から投票が始まる。今の高校2年も投票することに。高校生の政治参加、積極的なまちづくりへの参加という観点で、学校の中でも行政の役割を学んでもらうような波、勢いをつくるためにも市の榛原高校、相良高校の生徒にお願いしてみてもいいか？

〇〇委員

- ・話し合いの進め方の12月。どの施設を・・・？とか、着手する段階までいくと思うが、この話し合いは結論を出さないで意見を聴く場では？最終的には5回目で結論が出てしまうということ？市民としては話し合いでいろんな意見を出しても結論は出ないとなると、その後どうなったの？となるのでは。

専門監

- ・対話の場では結論は出さない。意見を反映させた推進会議との意見交換、そこでの審議の結果は示す。
- ・2月に報告会も開催予定。そのときには計画の中身が盛り込まれたものを出せる段階になっていると思う。大勢の人に来てもらって「私たちの出した意見はこうなったのか・・・」という形に出来れば。

市長

- ・素案はかなりたたき台になるような過激なものを出して、それをたたいてもらう。そういうやりとりをしていく。

(4) 公共施設マネジメント基本計画の構成について (案)

～事務局より議題(4)関係資料について説明～

戸塚委員

- ・公共施設マネジメントは公共インフラは除いている？水道設備とか上水道設備とか。

事務局

- ・除いている。基本方針の中では含めることになっているが、公共施設白書も含めて、データの収集という部分ではインフラまでは入っていない。基本計画のこの段階では特にインフラを入れることは考えていない。この後のスピード感を考えると今からインフラを入れることも考えにくい。道路などに関しては各担当分野でもう少し具体的なものが着手されている。そういう内容を網羅しながらもう少し簡単に仕上げていくことはこの次のステップとして出来るのでは。

戸塚委員

- ・質問の意図は財源問題。ライフラインのインフラに投じる予算と建物関係で使う予算、両方で見ないと、片方だけで外して考えられないテーマ。

事務局

- ・基本計画の中に簡易な財政シミュレーションを入れるか検討中。

会 長

- ・内容の中には踏み込むことをしないまでも、文章の中には少し入れておいてもいいのでは。「今回は・・・」みたいな。

戸塚委員

- ・表現では4年間の計画期間であることが書いてあるけど、もともと公共施設マネジメントについては長期にわたって発想、計画し、その当面の4年間なり8年間で具体的な計画を策定し、着手をしていくというストーリーがあると思う。そのあたりも少し入れておけば？当面は8年間で前期・後期に分けて、最初の4年間はこうします・・・とか。

事務局

- ・20年間のうちの最初の4年間ということ。

市 長

- ・橋梁、トンネルについては国から指針が出ている。笹野トンネルの崩落事故依頼、5年に1回チェックと言われている。前倒しで点検をしていく。点検・修理費用は莫大。本来は大枠で公共施設だから取り組んでいかなければならないけど・・・
- ・一番の問題は広域施設組合。吉田町とやっているもの、御前崎市とやっているもの、菊川市とやっているもの、たくさんの広域があって、広域もこれに入れなくては。これも莫大なお金。全体を俯瞰する意味では落ち度がある。それをどうするかはもう少し議論が必要。
- ・牧之原市は総合計画をつくったが、御前崎市と吉田町が来年度つくる。スピード感を持って話を進めている。そういうところが決まってくれば入れ込めると考えている。

会 長

- ・ライフラインに関するもの、長広域的な市町村で組んでやるインフラもある。やれないにしても、入っていないと疑問に感じる人もいるのでは？位置づけの中か姿勢の中かに入れておけばどうか？

戸塚委員

- ・今、市内に国とか県の施設はある？

市 長

- ・港、空港、警察、交番

戸塚委員

- ・それはこのプロジェクトから外してる？(事務局：はい。)

会 長

- ・今言ったような施設は、市の分担がある？(事務局：負担金がある事業もある)
- ・ないならないで、多少は定義づけも必要なのでは。

戸塚委員

- ・第1回の会議のときに総量圧縮という言葉が使われていたけど、当面20年で・・・という話だったが、そういうものについてのターゲット、目標は4年かでは無理ではないか？金銭的にも無理。思い先行の思いが漂うプロジェクト

トになりそう。数字的なターゲットは出さなくていい？出にくければ無理に出さなくてもいいけど。

- ・新設のものは言葉にも入ってこない？高台のところでコミュニティ施設など、4年間で出てくる可能性もあるのでは？
- ・年度評価はどういう尺度でやるのか大事なところ。PDCAをしっかりとまわすだけじゃなくて、まちをあげての仕事になってくるところ。動機づけをしっかりとっておかないと途中で腰折れになる。

市 長

- ・榛原文化センターもみんなおいて欲しいと言ったけど・・・稼働率など見ていくと一つで間に合う。もともとあるものがなくなったという思いが心の中で強い。最終的に理解して分かったと言う人はいない。空港のときも反対の人は最後まで反対していたし。納得しなくても最終的にはいけると思えば判断する。市長も時には悪者になることも仕事。その前にたくさん会話をすることが大事。いろいろな分野があって、市の職員だけじゃ無理なこともある。市民の皆さんにも学んでもらいながらやっていきたい。

5 副会長挨拶

6 連絡事項

7 閉 会